

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成29年10月1日作成)

法令名	特定非営利活動促進法
根拠条項	第四十二条
処分の概要	特定非営利活動法人に対する改善命令
法令の定め	第四十二条 所轄庁は、特定非営利活動法人が第十二条第一項第二号、第三号又は第四号に規定する要件を欠くに至ったと認めるときその他法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該特定非営利活動法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を採るべきことを命ずることができる。
処分基準	基準は、法に明示
処分担当課	環境生活部くらし安全局道民生活課協働推進グループ (電話番号：011-231-4111:内線24-184、ダイヤルイン：011-204-5095)
問い合わせ先	同上
備考	旭川市、苫小牧市、稚内市、美瑛市、根室市、深川市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、松前町、森町、八雲町、奥尻町、今金町、せたな町、島牧村、蘭越町、ニセコ町、倶知安町、共和町、南幌町、由仁町、栗山町、浦臼町、東川町、美瑛町、上富良野町、下川町、苫前町、猿払村、利尻町、利尻富士町、遠軽町、新ひだか町、鹿追町、清水町、芽室町、広尾町、幕別町、浦幌町、標津町については、各市町村にのみ事務所を有する団体に係る事務権限を移譲している。 (公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/dms/npo-kyoudou.htm)

(別表 2)

不利益処分に係る処分基準

(平成 29 年 10 月 1 日作成)

法令名	特定非営利活動促進法
根拠条項	第四十三条第一項、第二項
処分の概要	特定非営利活動法人の設立の認証の取消し
法令の定め	<p>第四十三条 所轄庁は、特定非営利活動法人が、前条の規定による命令に違反した場合であつて他の方法により監督の目的を達することができないとき又は三年以上にわたつて第二十九条の規定による事業報告書等の提出を行わないときは、当該特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すことができる。</p> <p>2 所轄庁は、特定非営利活動法人が法令に違反した場合において、前条の規定による命令によってはその改善を期待することができないことが明らかであり、かつ、他の方法により監督の目的を達することができないときは、同条の規定による命令を経ないでも、当該特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すことができる。</p>
処分基準	基準は、法に明示
処分担当課	環境生活部くらし安全局道民生活課協働推進グループ (電話番号：011-231-4111:内線24-184、ダイヤルイン：011-204-5095)
問い合わせ先	同上
備考	<p>旭川市、苫小牧市、稚内市、美瑛市、根室市、深川市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、松前町、森町、八雲町、奥尻町、今金町、せたな町、島牧村、蘭越町、ニセコ町、倶知安町、共和町、南幌町、由仁町、栗山町、浦臼町、東川町、美瑛町、上富良野町、下川町、苫前町、猿払村、利尻町、利尻富士町、遠軽町、新ひだか町、鹿追町、清水町、芽室町、広尾町、幕別町、浦幌町、標津町については、各市町村にのみ事務所を有する団体に係る事務権限を移譲している。</p> <p>(公表アドレス：http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/dms/npo-kyoudou.htm)</p>

法令名	特定非営利活動促進法
根拠条項	第六十五条第一項、第二項、第四項
処分の概要	認定特定非営利活動法人等に対する勧告、命令
法令の定め	<p>第六十五条 所轄庁は、認定特定非営利活動法人等について、第六十七条第二項各号（同条第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。）のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該認定特定非営利活動法人等に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を採るべき旨の勧告をすることができる。</p> <p>2 所轄庁以外の関係知事は、認定特定非営利活動法人等について、第六十七条第二項各号（第一号にあつては、第四十五条第一項第三号に係る部分を除く。）のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該認定特定非営利活動法人等に対し、期限を定めて、当該都道府県の区域内における事業活動について、その改善のために必要な措置を採るべき旨の勧告をすることができる。</p> <p>4 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、第一項又は第二項の規定による勧告を受けた認定特定非営利活動法人等が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置を採らなかったときは、当該認定特定非営利活動法人等に対し、その勧告に係る措置を採るべきことを命ずることができる。</p>
処分基準	基準は、法に明示
処分担当課	環境生活部くらし安全局道民生活課協働推進グループ (電話番号：011-231-4111 (内線24-184) ファクシムル：011-204-5095)
問い合わせ先	同上
備考	(公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/dms/npo-kyoudou.htm)

法令名	特定非営利活動促進法
根拠条項	第六十六条第一項
処分の概要	認定特定非営利活動法人等に対するその他の事業の停止
法令の定め	第六十六条 所轄庁は、その他の事業を行う認定特定非営利活動法人につき、第五条第一項の規定に違反してその他の事業から生じた利益が当該認定特定非営利活動法人が行う特定非営利活動に係る事業以外の目的に使用されたと認めるときは、当該認定特定非営利活動法人に対し、その他の事業の停止を命ずることができる。
処分基準	基準は、法に明示
処分担当課	環境生活部くらし安全局道民生活課協働推進グループ (電話番号：011-231-4111 (内線24-184) ファクシムル：011-204-5095)
問い合わせ先	同上
備考	(公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/dms/npo-kyoudou.htm)

法令名	特定非営利活動促進法
根拠条項	第六十七条第一項、第二項、第三項
処分の概要	認定特定非営利活動法人等の認定又は特例認定の取消し
法令の定め	<p>第六十七条 所轄庁は、認定特定非営利活動法人が次のいずれかに該当するときは、第四十四条第一項の認定を取り消さなければならない。</p> <p>一 第四十七条各号（第二号を除く。）のいずれかに該当するとき。</p> <p>二 偽りその他不正の手段により第四十四条第一項の認定、第五十一条第二項の有効期間の更新又は第六十三条第一項の認定を受けたとき。</p> <p>三 正当な理由がなく、第六十五条第四項又は前条第一項の規定による命令に従わないとき。</p> <p>四 認定特定非営利活動法人から第四十四条第一項の認定の取消しの申請があったとき。</p> <p>2 所轄庁は、認定特定非営利活動法人が次のいずれかに該当するときは、第四十四条第一項の認定を取り消すことができる。</p> <p>一 第四十五条第一項第三号、第四号イ若しくはロ又は第七号に掲げる基準に適合しなくなったとき。</p> <p>二 第二十九条、第五十二条第四項又は第五十四条第四項の規定を遵守していないとき。</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反したとき。</p> <p>3 前二項の規定は、第五十八条第一項の特例認定について準用する。この場合において、第一項第二号中「、第五十一条第二項の有効期間の更新又は第六十三条第一項の認定」とあるのは、「又は第六十三条第二項の認定」と読み替えるものとする。</p>
処分基準	基準は、法に明示
処分担当課	環境生活部くらし安全局道民生活課協働推進グループ (電話番号：011-231-4111 (内線24-184) ファクシ：011-204-5095)
問い合わせ先	同上
備考	(公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/dms/npo-kyoudou.htm)

法 令 名	北海道控除対象特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例
根 拠 条 項	第18条第1項、第2項
処 分 の 概 要	控除対象特定非営利活動法人に対する勧告、命令等
法 令 の 定 め	第18条 知事は、控除対象特定非営利活動法人について、第20条第2項各号のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該控除対象特定非営利活動法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を採るべき旨の勧告をすることができる。 2 知事は、前項の規定による勧告を受けた控除対象特定非営利活動法人が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置を採らなかったときは、当該控除対象特定非営利活動法人に対し、その勧告に係る措置を採るべきことを命ずることができる。
処 分 基 準	基準は条例に明示
処 分 担 当 課	環境生活部くらし安全局道民生活課協働推進グループ (電話番号：011-231-4111 (内線24-184) ファクシムル：011-204-5095)
問 い 合 わ せ 先	同上
備 考	(公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/dms/npo-kyoudou.htm)

法 令 名	北海道控除対象特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例
根 拠 条 項	第19条第 1 項
処 分 の 概 要	控除対象特定非営利活動法人に対するその他の事業の停止
法 令 の 定 め	第19条 知事は、法第 5 条第 1 項に規定するその他の事業（以下この項において「その他の事業」という。）を行う控除対象特定非営利活動法人につき、同項の規定に違反してその他の事業から生じた利益が当該控除対象特定非営利活動法人が行う特定非営利活動に係る事業以外の目的に使用されたと認めるときは、当該控除対象特定非営利活動法人に対し、その他の事業の停止を命ずることができる。
処 分 基 準	基準は条例に明示
処 分 担 当 課	環境生活部くらし安全局道民生活課協働推進グループ (電話番号：011-231-4111 (内線24-184) ファクシ：011-204-5095)
問 い 合 わ せ 先	同上
備 考	(公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/dms/npo-kyoudou.htm)

法令名	北海道控除対象特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例
根拠条項	第20条第1項、第2項
処分の概要	控除対象特定非営利活動法人の指定の取消手續の実施
法令の定め	<p>第20条 知事は、控除対象特定非営利活動法人が次の各号のいずれかに該当するときは、指定の取消しのために必要な手續を行わなければならない。</p> <p>(1) 第4条第1項第1号に掲げる基準に適合しなくなったとき。</p> <p>(2) 第6条各号(第2号を除く。)のいずれかに該当するとき。</p> <p>(3) 偽りその他不正の手段により指定又は指定の有効期間の更新を受けたとき。</p> <p>(4) 指定の有効期間が経過したとき(第9条第2項の指定の有効期間の更新の申出をした場合を除く。)</p> <p>(5) 第9条第2項の指定の有効期間の更新の申出をした場合であつて、当該控除対象特定非営利活動法人が同条第3項において準用する第4条第1項各号(第5号イ、第8号、第10号及び第11号を除く。)に掲げる基準に適合しないと知事が認めたととき。</p> <p>(6) 第16条第1項の規定による届出をした場合であつて、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立する特定非営利活動法人が同条第4項において準用する第4条第1項各号(第10号を除く。)に掲げる基準に適合しないと知事が認めたととき。</p> <p>(7) 正当な理由がなく、第18条第2項又は前条第1項の規定による命令に従わないとき。</p> <p>(8) 控除対象特定非営利活動法人から指定の取消しの申出があつたとき。</p> <p>(9) 控除対象特定非営利活動法人が解散したとき。</p> <p>2 知事は、控除対象特定非営利活動法人が次の各号のいずれかに該当するときは、指定の取消しのために必要な手續を行うことができる。</p> <p>(1) 法第29条又はこの条例第13条(第3項を除く。)の規定に違反して、書類の提出を怠つたとき。</p> <p>(2) 第4条第1項第5号、第6号ア若しくはイ又は第9号に掲げる基準に適合しなくなったとき。</p> <p>(3) 第10条又は第16条第1項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。</p> <p>(4) 正当な理由がないのに、第11条第1項又は第12条第4項の規定に違反して、書類を閲覧させず、又は虚偽の書類を閲覧させたとき。</p> <p>(5) 正当な理由がないのに、第11条第2項又は第12条第5項の規定に違反して、書類を公表せず、又は虚偽の書類を公表したとき。</p> <p>(6) 第12条第1項(第16条第4項において準用する場合を含む。)、第2項又は第3項の規定に違反して、書類を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。</p> <p>(7) 第17条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。</p> <p>(8) 前各号に掲げるもののほか、法令又は法令に基づく行政庁の処分に違反したとき。</p>
処分基準	基準は条例に明示
処分担当課	環境生活部くらし安全局道民生活課協働推進グループ (電話番号：011-231-4111(内線24-184) ファクシムル：011-204-5095)
問い合わせ先	同上
備考	(公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/dms/npo-kyoudou.htm)